

2015 大洲夏季大学

演 題 「異常気象と環境問題 ～気象災害から身を守る～」

今年度の大洲夏季大学では、「異常気象と環境問題～気象災害から身を守る～」をテーマに、気象予報士として活躍されている森田正光さんをお迎えして、講演会を開催します。

親しみやすいキャラクターと個性的な気象解説で人気を集め、テレビ出演のほか、大洲市のガイドブック「肱川あらし」にもコメントを寄せられています。

森田正光さんの興味深い話を、ぜひお楽しみください。

【場 所】

大洲市民会館大ホール

【主 催】

大洲市、大洲市教育委員会

【入場料】

1000円 ※全席自由

【チケット取り扱い】

市教育委員会生涯学習課、

市内各公民館、市立図書館、

市立博物館など

【問い合わせ先】

生涯学習課

☎1735

※駐車場は、大洲市観光駐車場・

大洲南中学校グラウンド・市役

所立体駐車場をご利用ください。

【日 時】 7月11日(土)

午後7時～

※開場 午後6時30分



講 師

森 田 正 光 さん
まさみつ
 (気象予報士)

夏は長浜の海へ 長浜海水浴場オープン

「長浜港湾緑地」西隣の長浜海水浴場が、7月17日(金)にオープンします。

青い空が爽やかな砂浜のビーチへ、ご家族やお友達と一緒に、ぜひお越しください。

【オープン期間】 7月17日(金)～ 8月31日(月)

▽無料駐車場有 (80台)

▽更衣室・シャワー・トイレ完備 ※全て無料

【問い合わせ先】

大洲市観光協会長浜支部 (長浜支所内)

☎52-1111 (内線14)



平野運動公園プール開き

～7月1日(水)は正午から無料開放～

50mプールや幼児プール、水しぶきを上げて滑り下りるスライダープール、川のように流れる流水プールなどいろいろあります。

【開放期間】

7月1日(水)～ 8月31日(月)

※期間中は無休

【開放時間】

午前9時30分から午後5時まで

※7月1日(水)は正午から

【料 金】

▽大 人 410円

▽中高生 310円

▽小学生 260円

▽幼児(4歳以上) 100円

【問い合わせ先】

運動公園プール (平野)

☎24-4704



有害鳥獣捕獲期間の延長について

4月1日(水)から実施していましたが、銃器およびわなによるイノシシやカラスなどの捕獲期間を、7月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで引き続き実施します。

休猟区を含む市内全域で実施します。捕獲期間中に、農作業・山登りなどを行う場合は、目立つ服装をするなど十分注意してください。

【問い合わせ先】

農林水産課林業振興係

☎1727



「裁判所探検ツアー」開催のお知らせ

松山地方裁判所では、県内の小学5・6年生を対象に、「裁判所探検ツアー」を開催します。

【日時】8月13日(木)

午後1時15分～4時35分

【場所】松山地方裁判所

【対象者】

県内の小学5・6年生30人

※参加無料で、応募者多数の場合は抽選

【申し込み方法】

往復はがき往信用裏面に、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・学校名・学年・同伴する保護者の有無(有の場合、保護者の氏名および参加希望者との続柄)を記載し、

返信用表面に、参加希望者の住所・氏名を記入してください。
※グループでの申し込みは、3人までとします。

【宛先】

〒790-8539

松山市一番町三丁目3-8

松山地方裁判所総務課

「裁判所探検ツアー」係

【受付期間】

7月1日(水)～17日(金)

※当日消印有効

【問い合わせ先】

松山地方裁判所総務課庶務係
☎089(903)4379

第25回大洲市カヌーツーリング駅伝大会

- 【日時】8月23日(日) 午前9時～
【コース】大成橋～大洲城下 15.3km(5区間)
【参加資格】中学生以上で心身ともに健康な人
【チーム】監督1人(選手を兼ねることも可)、選手5人、補欠2人まで
【クラス】A～Cクラスの3クラス、レディースクラス
【参加料】1チーム 4,000円(傷害保険料含む)
※高校生以下は2,000円
ただし、市内中学生チームは無料
【申込期限】7月31日(金)
【申し込み・問い合わせ先】
大洲市カヌーツーリング駅伝大会実行委員会事務局
(文化スポーツ課内) ☎24-1734 FAX23-5760



第21回大洲ジュニアトライアスロン大会

- 【日時】7月26日(日) 午前10時スタート
【場所】一級河川肱川・肱川緑地公園・多目的グラウンド
【競技種目】小学生部門
▽3～6年生各男子・女子の部
▽駅伝の部(3人1組、学年・男女混合可)
中学生・高校生部門
▽男子・女子の部(学年区分なし)
▽駅伝の部(3人1組、学年・男女混合可)
※増水時には、スイムをランに変更し、デュアスロンで実施予定

【問い合わせ先】
大洲ジュニアトライアスロン大会実行委員会事務局(文化スポーツ課内)
☎24-1734 FAX23-5760

介護保険制度が変わります

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくための仕組みです。

制度開始以来、3年に一度制度改正が行われていて、今年度は制度改正の年となります。

今回の改正では、保険料のほかにもさまざまな見直しがありますので、その概要をお知らせします。

4月から保険料が変わりました

介護保険制度は、40歳以上の人に納めていただく保険料と公費で運営されています。

▽40～64歳の人

各種健康保険から保険料を納付

▽65歳以上の人

直接市町村に保険料を納付

介護保険制度では、必要とするサービス量や65歳以上の人数によつて3年ごとに保険料が見直されます。今年度からは標準段階がこれまでの6段階から9段階に変更となり、新たな保険料が定められました。

納付方法について

普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書で納めます。

なお、取扱金融機関で口座振替を利用することができます。

特別徴収

年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。

年金額が18万円以上の人でも、年度途中で65歳になったときや他の市区町村から転入したとき、所得段階が変わったときなどには、一定期間「普通徴収」になる場合があります。

納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情で、一時的に保険料が納められなくなった場合は、減免措置などがありますので、お問い合わせください。

今年度の保険料（65歳以上の人、4月1日現在）

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階 (注1)	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	31,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	47,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	47,900円
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であつて合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	57,500円
第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であつて合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	基準額	63,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	76,600円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上で190万円未満の人	基準額×1.30	83,000円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上で290万円未満の人	基準額×1.50	95,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上の人	基準額×1.70	108,500円

※保険料は、本人の所得や住民税の課税状況、同一世帯内の家族の課税状況によって決定します。今年度、実際に納付していただく金額は、7月上旬にお送りする決定通知書でご確認ください。

(注1) 国が低所得者の介護保険料軽減強化を行うため4月10日付けで政令を改正したことを踏まえ、大州市においても介護保険条例改正案を6月議会へ提案しています。この条例改正案が議会で可決された場合、第1段階の人は保険料が減額となります。

8月からの変更点

利用者負担割合

これまで、介護保険のサービスを利用した場合の利用者負担は1割でしたが、8月からは、一定以上の所得がある第1号被保険者（65歳以上）は、利用者負担割合が2割となります。

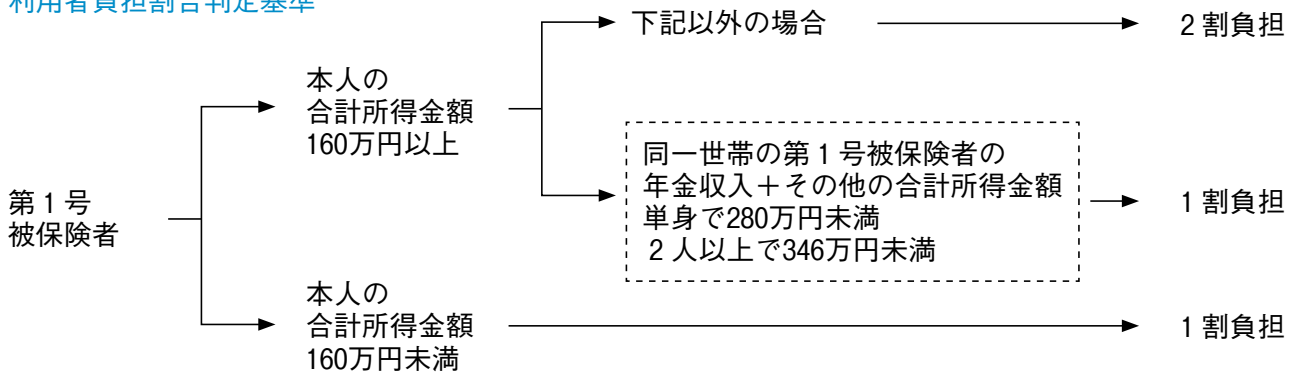
※第2号被保険者（64歳以下）の利用者負担割合は、1割です。

介護保険負担割合証が発行されます

要支援・要介護認定を受けている人全員に、ご自身の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を、7月中に送付する予定にしています。有効期間は、8月1日から翌年7月31日までで、毎年度発行します。

なお、それ以降に新たに認定を受けた人などについては、順次発送します。

利用者負担割合判定基準



高額介護サービス費

高額介護サービス費とは、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が一定額を超えた場合に、申請により「高額介護サービス費」として超えた分が払い戻される制度です。

この高額介護サービス費の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に、「現役並み所得相当（注2）」が新設されます。

ただし、現役並み所得相当に該当する場合で、同一世帯内の第1号被保険者が1人で収入が383万円未満の場合と、2人以上で収入の合計が520万円未満の場合は、申請により一般所得区分が適用されることとなります。

※条件にあてはまる可能性のある人には、基準収入額適用申請書をお送りします。

利用者負担段階区分	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当（新設）	44,400円（世帯）
一般	37,200円（世帯）
市民税非課税世帯など	24,600円（世帯）
年金収入80万円以下など	15,000円（個人）

（注2） 現役並み所得相当：世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合など

特定入所者介護サービス費

特定入所者介護サービス費とは、施設サービスや短期入所サービス（ショートステイ）を利用している人に、食費・居住費を補助（補足給付）する制度です。その適用要件に、以下の要件などが加わります。

預貯金など	一定額を超える預貯金など（単身で1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超）がある場合は、対象外となります。 ※本人の申告で判定しますが、金融機関への照会や不正受給に対するペナルティ（加算金）があります。
配偶者の所得	夫婦のうち1人だけ施設入所している場合（世帯分離が行われている場合）でも、配偶者の所得を世帯分離後も判定要件とし、配偶者が課税されている場合は、対象外となります。

【問い合わせ先】

高齢福祉課介護保険管理係 ☎24-1714 長浜支所 ☎52-1114 肱川支所 ☎34-2347 河辺支所 ☎39-2113

風しん抗体検査の無料実施のお知らせ

県では、赤ちゃんの先天性風しん症候群の発生や風しん感染予防を目的に、風しん抗体検査を無料で実施しています。

【対象者】

愛媛県内に在住する人（松山市に住民票のある人は除く）で、次のいずれかに該当する人

- ▽妊娠を希望する女性
- ▽妊娠を希望する女性の配偶者や風しん抗体価の低い妊婦の配偶者など同居者

※風しん抗体検査や風しん予防接種を受けたことのある人、風しんにかかったことのある人は対象外

【申し込み期間】

平成28年3月31日(木)まで

【申し込み方法】

八幡浜保健所に、電話でお申し込みください。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

申し込み後、保健所から郵送される書類を持参のうえ、指定医療機関で検査を受けてください。詳細は、県公式ホームページにも記載されています。

【問い合わせ先】

八幡浜保健所 感染症対策係
☎0894(22)4111

遊休農地の利用意向調査の実施について ～農地所有者のみなさんへ～

農地法第30条および第32条の規定では、毎年「農地の利用状況の調査」を行い、その調査結果に基づき「農地の利用の意向」についての調査を行う必要があります。

市農業委員会では、利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地と思われる農地所有者のみなさんに、農地の利用意向の調査を実施いたします。

調査方法については、農地の利用状況の調査が終了した地域から、順次調査依頼を行います。農地の有効的な利用促進のため、ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局 農地係
☎241726

各種手当について

【特別児童扶養手当】

- ▽受給資格者
一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している人
- ▽支給要件
 - ・障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
 - ・障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと
- ▽手当月額（障がい程度により異なる）
 - ・1級 51,100円
 - ・2級 34,030円
- ▽手当の支給 毎年4、8、11月の3期

【特別障害者手当】

- ▽受給資格者
重度障がい者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別な介護を必要とする人
- ▽支給要件
重度障がい者（20歳以上）が施設入所または入院（3カ月超）していないこと
- ▽手当月額 26,620円
- ▽手当の支給 毎年2、5、8、11月の4期

【障害児福祉手当】

- ▽受給資格者
重度障がい児（20歳未満）であって、日常生活において常時介護を必要とする人
- ▽支給要件
 - ・重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
 - ・重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと
- ▽手当月額 14,480円
- ▽手当の支給 毎年2、5、8、11月の4期

【各種手当の共通事項】

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

現況届の提出

受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係
長浜支所 ☎24-1758
肱川支所 ☎52-1114
河辺支所 ☎34-2347
☎39-2113

後期高齢者医療制度について

保険証が新しくなります

現在の保険証（オリーブ色）の有効期限は、7月31日（金）です。

8月1日（土）からは、新しい保険証（薄桃色）に変わります。

【対象者】

▽75歳以上の人

▽65歳から74歳の一定の障がいがある人（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人）

【一部負担割合】

1割または3割

※昨年中の所得で決定

【交付時期】

新しい保険証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

なお、8月以降新たに75歳となる人の保険証は、誕生日の前月に郵送します。

新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も、7月31日（金）です。

現在保有し、次の要件を満たしている人は、保険証と一緒に送りしますので、申請の必要はありません。

【要件】

▽保険料の滞納がない

▽今年度の住民税が非課税の世帯

▽世帯内に所得の未申告者がいない

保険料の通知書を送付します

今年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。
※保険料（年額）は、10円未満切り捨てで、限度額は57万円です。

詳しくは、保険証と一緒にのお送りする「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】

保険年金課高齢者医療係

☎1713

$$\text{一人あたりの保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \times 9.05\%$$

(総所得金額などー基礎控除額)

国民年金保険料免除制度のご案内

保険料を納めることが経済的に難しい場合、申請により認められると、保険料の「全額免除」、4分の3、半額、4分の1のいずれかの「一部免除」または「納付猶予」（30歳未満の人が対象）を受けることができます。

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障がい年金や遺族年金を受け取る資格期間にも含まれます。

ただし、免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、一部免除の承認を受けた人で、納めるべき一部の保険料を期限内に納めなかった場合、一部免除が無効となり、未納期間となるのでご注意ください。

【審査基準】

免除の場合

申請者、配偶者、世帯主それぞれの前年（1月～6月までは前々年）所得が基準以下であること

猶予の場合

申請者、配偶者のそれぞれの前年（1月～6月までは前々年）所得が基準以下であること

【申請できる期間】

過去の期間は、受け付けした月の2年1カ月前まで、将来の期間は翌年の6月（申請月が1月～6月までは、その年の6月）までです。

平成27年7月～平成28年6月分は、7月1日（水）から受け付け開始です。

【必要なもの】

年金手帳、認印

※失業したことにより免除申請される場合は、雇用保険受給資格者証や離職票が必要な場合があります。

【申請・問い合わせ先】

保険年金課 ☎24-1713 長浜支所 ☎52-1113
 脇川支所 ☎34-2331 河辺支所 ☎39-2113

「がん患者さんとご家族のサロン」開設について

喜多医師会病院では、がんに向き合っている人同士で、病气への不安、副作用の悩み、情報の探し方など、仲間だから分かりあえることなどを自由に話しあえるサロンを開設します。

参加料は無料で、事前申し込みの必要もありません。個人情報を守られますので、安心してご参加ください。

▽今年度の開催予定

7月3日・9月4日・11月6日

平成28年1月8日・3月4日

※平成28年1月は、第1金曜が

元日のため第2金曜日に開催

【場所】

喜多医師会病院 健診センター

【対象】

がん患者、経験者、家族、遺族など

【問い合わせ先】

喜多医師会病院総務課

☎251532

【日時】奇数月の第1金曜日
午後2時30分～4時

男女共同参画社会づくり推進イベントの募集について

「えひめ男女共同参画フェスティバル2015」内で、男女共同参画の視点からの講演会やワークショップ、寸劇、コンサートなどの自主企画を募集します。

採用企画には、助成金が交付されます。

【開催日】12月5日(土)・6日(日)
午前9時～午後5時

【場所】

愛媛県男女共同参画センター

【応募資格】

県内在住または勤務、在学中、企画を自主的に運営できるグループ

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入のうえ、左記に応募してください。後日、審査会で応募企画のプレゼンテーションを行っていただきます。

【締め切り日】7月17日(金)必着

【応募・問い合わせ先】

〒791-8014

松山市山越町450番地

(公財)えひめ女性財団

イベント企画募集係

☎089(926)1633

FAX089(926)1661

「えひめ無事故・無違反123コンテスト“2015”」参加チーム募集

参加・実践型交通安全運動の一環として、運転免許をお持ちの5人1チームで、123日間の無事故・無違反を目指すコンテストです。

達成したチームには、表彰状のほか旅行券などの賞品が抽選で当たりますので、ふるってご参加ください。

【募集期間】

7月1日(水)～8月28日(金) ※当日消印有効

【実施期間】

8月31日(月)～12月31日(木)の123日間

【参加費】

1人あたり1,000円(1チーム5,000円)

【申し込み方法】

警察署や交通安全協会、市町役場の窓口へ備えつけのパンフレットで申し込み

【問い合わせ先】

県消防防災安全課 ☎089(912)2321

放送大学 10月入学生募集

放送大学では、平成27年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

【出願期間】

- 8月31日(月)まで ※資料を無料で差し上げます。
- ▽15歳以上の人なら、1科目から学習する選科履修生、科目履修生として入学できます。
 - ▽18歳以上で大学入学資格を有する人なら、入学試験はなく全科履修生として入学できます。
 - ※4年以上在学して124単位を修得し卒業すると、学士(教養)の学位を取得できます。
 - ▽一つの分野を体系的に学びたい人には「放送大学エキスパート」を実施しています。

【問い合わせ先】

放送大学愛媛学習センター ☎089(923)8544

※ホームページでも受け付けます。

<http://www.ouj.ac.jp>

平成27年度大洲地区広域消防事務組合消防職員を募集

【採用予定人員】 6人

【受験資格】

▽平成3年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは平成28年3月末日までに卒業見込みの人

▽日本の国籍を有する人

▽採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人

▽次の身体要件を備えている人

・身長（おおむね）

男性は160センチ以上

女性は155センチ以上

・体重（おおむね）

男性は50キログラム以上

女性は45キログラム以上

・視力

両眼とも視力が0.7以上（矯正を含む）で色覚が正常

・聴力

左右とも正常であること など

【試験日】（一次試験）

9月20日（日）

【試験会場】

大洲消防本部3階会議室 ほか

※二次試験の詳細は、一次試験合格者に通知します。

【受付期間】

7月6日（月）～8月7日（金）

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで（祝日を除く）

※郵送の場合は、8月7日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。受験申込書は、左記または各支署で用意しています。

詳しくは、地区回覧の「平成27年度大洲地区広域消防事務組合消防職員採用試験案内」をご覧ください。左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合

消防本部総務課

☎242666

<http://ozul19.jp/index.html>



大洲消防署からのお知らせ

ガソリン携行缶自主回収のお知らせ

平成26年12月に、株式会社ホクエイ（本社：北海道札幌市東区北丘珠2条3丁目2番30号）が輸入販売したガソリン携行缶のうち2缶で、溶接不良によりガソリンがにじむ不具合が生じました。

該当する商品は、(株)ホクエイが販売するガソリン携行缶（型式KT-12UKA 番号002986～003345）です。

お手持ちのガソリン携行缶で、型式・番号が該当する人は、直接販売会社に連絡いただくか、大洲地区消防本部予防課へご相談ください。

【問い合わせ先】

株式会社ホクエイ札幌本社 ☎0120 (511) 359

大洲地区消防本部予防課 ☎24-2667

火遊び・花火による火災の防止

夏は、花火やアウトドアで火を使うことが多くなるため、火遊びや誤った花火の使用による火災が多く発生します。

火の取り扱いや花火の遊び方を誤ると、ケガや重大な事故につながります。火の取り扱い方法や危険性を理解し、正しい使用を心がけましょう。

「火遊び・花火による火災防止のポイント」

▽ライターやマッチなどを子どもの手の届く場所に置かない。

▽子どもだけで花火をさせない。

▽周りに燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ。

▽水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水につける。

国民健康保険証の更新 について

国民健康保険に加入しているみなさんが現在お持ちの保険証は、7月末に有効期限切れとなります。新しい保険証は、7月中旬以降、簡易書留郵便で各世帯に送付します。

有効期限の切れた保険証は、細かく裁断し、破棄してください。

【問い合わせ先】
保険年金課 ☎24-1713

えひめ若者サポートステーション 南予サテライト(大洲)個別相談

えひめ若者サポートステーションでは、働くことに自信がない、対人関係が苦手というような理由で、無業の状態にある若者とその

保護者に対して個別相談を実施しています。ぜひご利用ください。

【利用時間】 毎月第4水曜日
午前10時～午後4時

【場所】

ハローワーク大洲 2階会議室
(中村210番地6)

【対象】

義務教育終了後の15～39歳の無業の若者とその保護者など

【利用方法】

完全予約制です。事前に申し込みください。(無料)

【申し込み・問い合わせ先】

えひめ若者サポートステーション
☎089(948)2832

不動産表示登記無料相談会

7月31日は「土地家屋調査士の日」です。不動産に関するいろいろな相談にお答えします。電話による相談も受け付けます。電話による相談も受け付けます。

【日時】 7月31日(金)

午前10時～午後5時

【場所】

愛媛県土地家屋調査士会
(松山市南江戸一丁目4番14号)

【問い合わせ先】

愛媛県土地家屋調査士会
☎089(943)6769

「えひめ生きもの応援 キッズ」の募集

県内の野生動植物について、す

すんで学習し、発表してくれる「えひめ生きもの応援キッズ」を募集します。

キッズの研究・活動は、生物多様性センター、科学博物館、動物園などの専門家が全面サポートします。

【募集期間】

7月1日(水)～15日(水)

【募集人数】 20人

【申し込み方法】

所定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送、ファクス、Eメールで応募

【問い合わせ先】

愛媛県自然保護課
☎089(912)2368

FAX 089(912)2354

E-mail:shizenhogo@pref.ehime.jp

無料法律相談 ※要電話予約

時 7月16日(木)
午後2時～4時30分
場 大洲商工会館
問 大洲商工会議所 ☎24-4111

市民法律相談 ※要電話予約

時 7月25日(土)
午前10時～午後4時
場 大洲市民会館
問 市役所総務課行政係
☎24-1724

年金出張相談 ※要電話予約

大洲地域
時 7月7日(火)・16日(木)・29日(水)
午前10時～午後3時30分
場 大洲市総合福祉センター
長浜地域
時 7月14日(火)
午前10時～午後3時30分
場 長浜町商工会
問 松山西年金事務所
☎089(925)5105

人権相談

大洲地域
時 7月21日(火) 午前10時～正午
場 人権啓発課 (別館3階)
時 7月15日(水) 午前10時～正午
場 柳沢公民館
問 急ぐ時は法務局大洲支局
☎0570(003)110
人権啓発課
☎24-1746

行政相談(総務省)

大洲地域
時 7月21日(火) 午前9時～正午
場 市役所3階第2会議室
問 総務課行政係
☎24-1724

長浜地域

時 7月24日(金) 午後1時～4時
場 長浜体育館1階会議室
問 長浜支所 ☎52-1111

肱川地域

時 7月6日(月)
午後1時30分～4時30分
場 肱川公民館2階青年室
問 肱川支所 ☎34-2320

河辺地域

時 7月10日(金) 午前10時～正午
場 河辺老人福祉センター
問 河辺支所 ☎39-2112

不動産無料相談

時 7月15日(水)
午前10時～午後4時
場 宅建協会大洲地区連絡協議会
問 ビアスプランニング(株)
☎25-1747